

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は6万1,000円、同年12月30日は34万5,000円、16年7月30日は18万9,000円、同年12月30日は14万1,000円、17年7月29日は3万5,000円、同年12月30日は2万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成15年12月30日  
③ 平成16年7月30日  
④ 平成16年12月30日  
⑤ 平成17年7月29日  
⑥ 平成17年12月30日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑥までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成15年、16年及び17年に係る賞与支給明細書及び預金通帳により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は6万1,000円、同年12月30日は34万5,000円、16年7月30日は18万9,000円、同年12月30日は14万1,000円、17年7月29日は3万5,000円、同年12月30日は2万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類は無いと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 27 日から 7 年 4 月 1 日まで  
申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
しかし、申立期間に係る賃金明細書兼受領書に記載されている控除保険料は、厚生年金保険料のことだと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人が保管する賃金明細書兼受領書及び出面確認表により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 52 年 2 月 1 日から平成 4 年 2 月 16 日までの期間、及び 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間であり、申立期間当時は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、商業・法人登記閉鎖事項全部証明書により、当該事業所は、平成 19 年 1 月 19 日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間に係る毎月の賃金明細書兼受領書に保険料額が記載されており、この額は厚生年金保険料であると思う。」と主張しているが、同受領書に記載されている保険料額は、同受領書で確認できる毎月の給与総支給額に見合う標準報酬月額に当時の厚生年金保険料率を乗じて求めた厚生年金保険料に比べると、ほとんどの月が著しく低額であることから、同受領

書に記載されている保険料額が、厚生年金保険料控除額であったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に当該事業所において一緒に勤務していた同僚3人の名前を挙げているものの、そのうち一人は所在不明で、他の二人も回答が得られないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得られない上、オンライン記録によると、当該3人はいずれも、当該事業所が再度、厚生年金保険の適用事業所となった平成9年4月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

その上、平成9年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者3人（申立人が名前を挙げた同僚3人を除く。）のうち生存及び所在が確認できた2人に照会し、兩人から回答が得られたところ、このうち申立人を記憶していた一人は、「私は、申立期間直後の平成7年5月8日から技能者として勤務したが、入社時は、会社が厚生年金保険に加入していなかった。会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間は、給与から控除されていたのは会社が加入していた健康保険組合の保険料のみで、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人の名前を挙げた同僚及び前述の同僚計6人のうち5人は、申立期間の全部又は一部の期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4462

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A社には、昭和 57 年 3 月 31 日まで籍があり、現職場のB社には同年 4 月 1 日に入社したので、申立期間が、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の退職願には、昭和 57 年 3 月 30 日付けをもって退職したい旨記載されており、人事異動の発令通知及び発令簿に記載された発令日も同日となっている上、当該事業所は、「申立人は昭和 52 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 30 日まで勤務しており、同年 3 月 31 日は勤務実態が無い。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた 3 人に照会したところ、このうち一人は、「申立人の退職日は昭和 57 年 3 月 30 日である。」と供述しており、別の二人は、「申立人の退職日までは記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 57 年において、月の末日又はその前日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる 7 人について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも、当該事業所の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは符合していることが確認できる上、当該 7 人に照会したところ、回答が得られた 3 人は、自身の離職日について間違いがないと供述しているとともに、このうち一人は、「退職月の厚生年金保険料を払わなくてよいので、月末日の前日に退職した方が良く、同時期に退職した人々が言っていたと思う。当時は将来の事よりも目先の損得について考えていた。」と供述している。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録及び厚生年金基金の加入員記録についても、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。